

住まわれていた市町村以外の市町村へ避難されている方、災害復旧等のために被災地に派遣されている自衛隊、警察、消防、ボランティア関係者の方々などの不在者投票の方法について

### <不在者投票を行うことができる方>

ア 日本国民で年齢満20歳以上の方

- ・ 都道府県・指定都市（4月10日）の選挙であれば、平成3年4月11日までに生まれた方
- ・ 市町村（4月24日）の選挙であれば、平成3年4月25日までに生まれた方

イ 選挙人名簿に登録され、引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有していること

ウ 投票日当日に被災地において滞在していると見込まれること

### <不在者投票の手続き>

#### 1 投票用紙等を請求する

(告示日前から請求できるので早めに請求してください)

不在者投票をしようとする方は、別紙1「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会へ郵送してください。

※ 投票用紙等を送ってもらう先の住所欄は、確実に郵便物が届く場所を記載してください。

(例：△△県××市1-1 ○○ビジネスホテル)

※ 上記以外で不明な点があれば、最寄りの市町村の選挙管理委員会に御確認ください。

#### 2 投票用紙等を受け取る

自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会から郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書入り）を受領してください。

※ 不在者投票証明書は、不在者投票証明書用封筒に入っていますが、この封筒は絶対に開封しないでください（開封すると不在者投票ができなくなります。）。

### 3 最寄りの市町村の選挙管理委員会で不在者投票をする (余裕をもって早めに行ってください)

2で受け取った封筒を持参して最寄りの市町村の選挙管理委員会（被災地の選挙管理委員会については、事前に不在者投票ができるかどうか御確認ください。）に出向いてください。そこで選挙管理委員会の職員の指示に従ってください。

※ 不在者投票の受付は、告示日の翌日から投票日の前日まで行っていますが、余裕をもって早めに行ってください。

なお、選挙が行われていない市町村においては平日の午前8時30分から午後5時まで、また、選挙が行われている市町村においては、原則として、平日休日を問わず午前8時30分から午後8時まで行っています。

※ 不明な点があれば、最寄りの市町村の選挙管理委員会に御確認ください。（別紙2参照）

#### 【参考：不在者投票の方法】

- ① 投票をする前に、自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会から郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書入り）を最寄りの市町村の選挙管理委員会の職員に提出してください。そこで本人確認を行います。
- ② 本人確認が終わりましたら、不在者投票記載場所で投票用紙に候補者の氏名を記入し、内封筒に入れて封をし、さらにその内封筒を外封筒に入れて封をしてください。このとき、外封筒の表面には署名をしてください。
- ③ 立会人が署名（または記名押印）します。その後、最寄りの市町村の選挙管理委員会（不在者投票管理者）が自分の住所地（選挙人名簿登録地）の市町村の選挙管理委員会に郵送してくれますので、その所在地が分かる資料（郵送されてきた際の封筒）は捨てずに持参してください。